

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	本 間 豊
同	高 品 彰
同	松 本 研
同	仁 田 昌 寿

### 住民監査請求に基づく監査について(通知)

令和元年5月28日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、平成30年10月23日監監第501号（「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」）により通知された監査の結果が、健康福祉局による虚偽の説明に基づくものであると主張しています。請求人の主張は住民監査請求の監査結果を監査することを求めているにほかならず、住民監査請求の要件である横浜市の執行機関又は職員についての財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実を主張するものではありません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

担 当 横浜市監査事務局監査部監査管理課  
玉川、関

電 話 045-671-3361

ファクス 045-664-2944